平成２１年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市福島363番地１　サンシャイン江口Ａ―103
債務者　岡本　　拓
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市福島363番地１　サンシャイン江口Ａ―103
債務者　岡本　房子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４２０号
愛知県清須市阿原八幡156、住民票上の住所愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地　27―201
債務者　三浦美知子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０３号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地36　宮津団地７棟505号
債務者　園田真智子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３４号
愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ参番館704号
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４５号
名古屋市天白区横町601番地　天白住宅７棟202号
債務者　高橋　則安
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９１２号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻60番地　雪美荘202号
債務者　西村美津江
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７５号
愛知県春日井市南花長町12番地９　ＤＵＰＬＥＸ国王10Ｃ―101号
債務者　伊藤よし江（旧姓坂倉）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９３１６号
大阪府枚方市春日元町１丁目38番35号
債務者　島木　英男
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８４１号
大阪市此花区伝法２丁目２番３―151号
債務者　松本　耕一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４３６号
大阪府門真市大池町24番18号
債務者　小栗　直美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６９１号
大阪府東大阪市吉原２丁目６番30―3109号
債務者　北斗　章子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０９２号
大阪府豊中市岡町北３丁目１－５－426、住民票上の住所大阪府豊中市城山町１丁目３番７―105号
債務者　北口　隆二
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１０１号
大阪府門真市千石西町８番58―301号
債務者　山根かえ子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６７８号
大阪市浪速区浪速西４丁目２番３―602号
債務者　上本美保子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８４号
大阪府箕面市牧落１―15―22　プレシャス牧落６号、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町江井島242番地の２　レオパレス21マーメイドⅡ202号
債務者　木村　若菜
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３３号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―1005号
債務者　古我知文枝
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部